

〇〇区自治会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同生活を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧版の回付等区域住民の相互連絡を図る活動
- (2) 清掃、美化等区域内の環境整備作りの活動
- (3) 会員相互の親睦と融和を図るための各種活動
- (4) 自治会保有財産及び施設の適正な運用と維持管理
- (5) 慣習的行事の計画及び実行

(名称)

第2条 本会は、〇〇区自治会 と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、和水町が定めた行政区割による〇〇区の区域とする。

(附則事項)

第4条 本会の規約の他に別紙〇〇規程を定めるものとする。

(事 務 所)

第5条 本会の事務所は、熊本県玉名郡和水町〇〇〇番地（公民館）に置く。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。ただし、本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費（区費）を納入しなければならない。

(入会)

第8条 第3条に定める区域に住所を有する者とする。

(退会等)

第9条 会員は、次の各号の一つに該当する場合は、退会したものとする

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。ただし、本人の申出により、引き続き会員の資格を有することができるものとする。
- (2) 会員が死亡し、又は行方不明者となり失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役 員

(役員等)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 書記 1人

(4) 会計 1人

(5) 監事 2人

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の管理状況を監査すること

(2) 会長、副会長、その他の役員及び会計の業務執行の状況を監査すること

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行状況について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

4 会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員が任期途中で退任し、その後任として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員については、その任期中といえども、総会において解任することができる。

2 前項の決議は、全会員の3分の2以上に当たる多数を以て決する。

第4章 総 会

(総会)

第15条 本会の総会は、毎年1回の通常総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催するものとする。

(総会構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第17条 総会は、この規約及び次に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) 予算の決定及び決算の承認

(総会開催)

第18条 通常総会は、毎年度1月に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催することができる。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、会長がこれに当たる。但し、その総会において、出席した会員の中から選任することを妨げない。

(総会の定足数)

第21条 総会は、全会員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(表決委任者を含む)

(3) 開催目的、議事事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。ただし、監事についても役員会に出席し、意見を述べる事が出来る。この場合につき、監事には表決権はないものとする。

(役員会の機能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当る。ただし、会長が役員会に出席できない場合は、他の役員において議長を選任する。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第21条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入(預金利子など)
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の取得及び処理)

第31条 本会において、固定資産を取得し、又は処分し、担保に提供する場合においては、総会において全会員の3分の2以上の議決を必要とする。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支払い、並びに弁済する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が役員会に諮って作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て、定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、当該年度内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において全会員の3分の2以上の議決を得、かつ、和水町長の許可を受けなければ変更することは出来ない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。

2 総会の議決において解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散の時に有する残余財産は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得て本会の類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 通知及び公告

(通知及び公告)

第39条 総会及び役員会において議決した事項については、全会員に通知又は公告することを要する。公告は事務所においてするものとする。

第9章 雑 則

(備付帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等の資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。ただし、上記書類等の保管者として会長が保管するも差し支えないものとする。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し、必要な事項は役員会が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、和水町長の認可の日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成 年 月 日までとする。

この規約は当自治会設立において定めた原規約である。

平成 年 月 日

○ ○ 区 自 治 会

代 表 者 (会 長) ○ ○ ○ ○